

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第4回権利擁護専門部会 次第

日時 平成31年2月18日（木）午後6時30分から
場所 文京区民センター2階 2A会議室

1 開会

2 議題

(1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について

(2) その他

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）
意思決定支援 【資料第2号】
成年後見制度 【資料第3号】
- ・第3回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会員名簿

平成30年4月1日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長
親会委員	大形 利裕	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員	安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	浦崎 寛泰	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	本山 棣子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
〃	賀藤 一示	文京区知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	永尾 真一	知的障害者福祉司
〃	渋谷 尚希	身体障害者福祉司
〃	小谷野 恵美	予防対策課保健指導係長
事務局	林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	田中 静恵	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	井美 有希未	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	水江 純一	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	神山 美樹	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	宮里 香弥子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

意思決定支援を考える
～障害者の投票行動支援の現場から～

2019.02.04

文案：新堀

1. はじめに

文京区では、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等により構成される文京区障害者地域自立支援協議会（以下「親会」という）を設置、その下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会の専門部会設置し、支援体制等の協議を重ねてきた。

私ども、権利擁護専門部会（以下「当部会」という）では、親会からの下命事項「成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する」に基づき、障害者の権利擁護に関する理解の促進や意識の涵養、観点の敷衍に向け、検討と活動を続けてきた。

下命事項の大きな柱としている成年後見制度については、障害者支援での特徴的な課題などについて議論を重ね、親無き後の支援の在り方や制度利用の長期化などを明らかにしてきた。本件は、成年後見制度利用促進法や、それに基づき策定される成年後見制度利用促進基本計画の協議において、障害者支援の特性を盛り込むことができるよう、さらにブラッシュアップしていくことにしている。

もう一つの大きな柱である意思決定支援については、2014年の「障害者の権利に関する条約」への批准を契機に、議論の主軸になっており、また、当部会においても、権利擁護を専門に協議するという位置づけを踏まえ、侃々諤々の議論を積み重ねてきた。

本報告では、当部会として意思決定支援についての見解がまとまったので、これまでの議論の経過や、今後の方向性についても含め、報告する。

2. 経緯

当部会において、意思決定支援について深め、広めるという下命事項は、権利擁護の観点からは、常に基礎をなす概念であると考えられるが、意思決定支援と明文化されたのは平成28年度の下命事項からであり、平成28年度は、様々な角度から「意思決定支援」や「障害者の生活の実態」について調査・研究を行った。

平成29年度においては、それらをさらに深めるため、また抽象的な議論に終始しない為にも、具体的な活動計画を立てることになり、委員より情報提供があった「リアン文京」における投票行動支援を取り上げることとされた。

リアン文京は、知的障害者の入所施設でもあり、比較的重度の障害をお持ちの方が利用される施設であることから、投票するには、いろいろなフェーズにおいて困難な状況が想像されたのであるが、投票行動は意思決定そのものであり、意思決定支援の具体的な行動として投票行動支援をとらえることによって、当部会における理解の促進に、具体的なイメージを共有する題材として適切ではないかと、見解の一致に至った。

3. 投票行動支援の研究

研究方法については、リアン文京において実施された投票行動支援について、担当者の話を聞くこと、および、投票行動支援を実施している他施設や他自治体の情報を収集し、委員会において協議することで行った。

○調査（聞き取り内容）

リアン文京の担当者から、次の項目についてお話を伺った。

- ・投票行動の支援を行おうと思った経緯
- ・今回の投票行動支援を行うまでの活動等
- ・選挙管理委員会との協議内容
- ・ほかに参考とした活動等
- ・他職員への説明と合意形成、意識の共有等に意を用いたことなど
- ・利用者への配慮や懸念事項等
- ・当日の様子
- ・投票後の様子
- ・ご家族や関係者等の反応や感想等

他に投票行動支援を行っている施設等の状況について情報収集を行った。

- ・滝乃川学園での様子
- ・狛江市での取り組み

4. 調査結果（概要）

リアン文京の受託法人は、これまでも投票行動の支援を行っていたとのことから、さほど突飛な発想としてではなく、選挙（投票）に行けない人には、サポートすればよいのでは、と考えていたとのことである。入所施設であるが、住民票を異動している人がすべてではないことや、親やこれまでの関係者から投票支援のオーダーがなかったことなどから、実施に向けての準備にご苦労はあったものと聞き取れた。

ただし、当該法人とその職員の福祉に対する意識の高さと、成年被後見人の選挙権が回復した情勢など、権利擁護の意識が高かったことが基盤にあったと考えられる。

投票所については、期日前投票¹を行っている場所へ移動支援することで投票支援を行ったことも経験されているが、ロケーションからも、慣れ親しんだ施設内での投票が望ましいと考え、不在者投票²の仕組みを活用した、との報告もあった。この方法については、病院や特別養護老人ホームなどで多用されて実績がある方法だが、障害施設での活用は、不在者投票の施設向けの説明会にリアン文京しか参加していなかった（文京区内に入所施設はリアン文京のみであることは考慮すべき）ことを勘案すると、あまり広まっていることではないのかとも考えられた。

職員への説明や合意形成については、前述の当該法人の意識（の高さ）に由来するのか、特に説明やエピソードはなかった。法人や施設によっては、この部分に障壁があることも考えられる。

¹ 期日前投票制度は、選挙期日前に、期日前投票所で確定投票できる仕組みです。

確定投票ですので、選挙権の確認もこの場で行い、投票後で選挙期日前に転出や死亡などで選挙権を喪失したとしても有効です。

² 不在者投票は、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方や、指定病院等に入院等している方などは、その市区町村や病院内等で投票できる仕組みです。

投票日に選挙権を確認し、そこで確定となりますので、選挙期日までに転出や死亡などで選挙権を喪失した場合は無効となります。

投票当日に向けて、プレ投票を幾度か行うなどの工夫や、障害特性を考慮した、個別の投票方法を検討するなど、いろいろ工夫されていたものの、公示から投票までの期間が短く、どのような立候補者がいるのか、どのように選ぶのか、などの事前準備は、ほとんどできなかったとのことであった。

投票後のご様子としては、投票を終えた利用者が「誇らしげ」にされていた、との報告があった。大きなことを成し遂げた、という実感を得られたのではないかと推測されるが、この様な、一種の成功体験を積むことは、今後のすべての活動において、有益な事であろうと考えられる。実際、あまり間を置かず次の選挙があったのだが、初回よりもスムーズに投票できたとの報告であった。

ご家族の反応も報告された。重度の障害をお持ちの方であり、投票などできると思っていなかったのだが、可能性はあるのだという前向きな認識を新たに持ったことや、ご本人の成長を喜ぶ様子があったとのことである。報告中にはなかったが、施設職員の権利擁護意識の高さに対する高評価も含まれていたことと推測される。

滝乃川学園の取り組みについては、この分野においては歴史のあることとして、すでに立会演説会を開催するなど、ひとつの到達目標としてとらえられた。

狛江市での投票行動支援については、かなりの部分で選挙管理委員会のご助言やご配慮があることを確認した。詳細を多くは記載できないが、例えば、投票者を選ぶ際に、投票用紙に記入ができなければ、候補者一覧を指さしてもらい、2度、同じ人を指させば代筆する（手法については、各種あるものとおもわれるが）など、いわゆる合理的配慮については考慮いただいているとのことであった。

5. 議論・協議の内容

○意思決定支援について

意思決定支援の理解については、ひとつには「意思決定とはなにか」と、もう一点として「意思決定を支援するとは何か」について、理解を深めるべく、議論を重ねた。ただし、学術的にも、いまだ明確な定義はできていないとのことである。

そこで、当部会では、「意思」として、例えば、昼食のメニューに、カレーもラーメンもある場合、どちらか選べると理解することや、どちらを選ぶのも自由であるが、その選びかたとしての「好み」を、自由意思によって「選べる」。そのようなことで意思決定を理解したらよいのではないかとした。

また、意思決定を語る際、自己決定との相違点がクローズアップされる場所であるが、自己決定については、決定までのプロセスに、各種条件・要件や、決定に伴う責任についての理解など、かなり重要な決定を含むことが多いと考えられる。意思決定においては、それらを否定するものではないが、より身近で、先の例のように、昼食のメニューのような、日常的なところから含まれるものであると解釈した。

なお、この選択においては、知的障害や発達障害、パワレスな状態にある方々にとっては、それら日常的な意思決定場面においても、最初から無理だと評価され経験すらできなかったり、失敗体験が蓄積されたりするなどにより、自らの意思を決定できなくなっている可能性についても留意すべきである。

さらには、あらたな事への適応や獲得についても、伝統的カナータイプの自閉症スペクトラム症の方とえば、新しい物・事への適応が極めて難しいとの認識が一般的であろうと考えるが、特別支援教育の現場においては、反復することによる環境への適合やあらたな獲得が報告されているところである。

○意思形成支援

投票行動支援を題材として意思決定を研究するということについては、選挙という、国民にとって極めて大事な行為を取り上げたという認識が委員間に存在していた。これは、至極当然なことであるが、投票

行動に移る前に、だれに投票するかを、いかに「選ぶ」という判断が存在する、換言すれば、選ぶことが出るのだろうか、というご指摘がなされた。

この件については、端的には、我々は、立候補者の主張や公約をすべて知悉し、比較検討し、自身の主義主張との合致度等を勘案し、投票行動につなげているのであろうか。いや、そうであるとは限るまい。

つまり、どのように選んでもよいし、どのように選ぶべきか規制されるべきでもなく、掣肘されることではないのであるが、では、どうして障害者（おそらくは知的障害者）は、「自身で選べないのだから投票は無理である」とされてしまうのであろう。

この議論には、かなりの時間を費やした。先にも述べた、「選ぶ」機会すら奪われていたこと、チャレンジ・体験を続けることにより、意識も育っていくことが期待できること、行動することにより、考えているだけでなにも行動しないよりも得るものはるかに多く大きいこと、が確認できた。

他方では、支援者の態度や言動、その他の行動等により、投票行動に影響を及ぼすのではないかという支援者側の迷いや負担も明らかとなった。福祉関係者の矜持は、政治思想的なものについて中立であることだと考えるが、選挙（投票）は、まさにその政治思想的な行為であり、本人へコミットすること、コミットしたと思われることは避けたいことである。

この件に関しては、選挙管理委員会の公正な選挙の実施に関するご助言やサポートが期待できることが確認できたので、ぜひ、相談してほしい。

このように、投票行動という意思決定の現場において、まずは行動（投票）してみることが大事であることを確認したが、そのまま、いつまでも「何も考えず、準備せず、いきなり自由に投票する」ことではよろしくないことも確認できた。

これこそ、表題にあげた「意思形成支援」とはなにか、どのように進めたらよいか、という議論に発展したのであるが、投票行動にかぎらず、選べないのではなく、選ぶ機会がなかったので選びかたがわからない、という理解が妥当ではないかとなった。

意思形成については、体験する機会を多く持つこと、先の例にあげた「カレー」と「ラーメン」を選ぶにしても、どちらも食べたことがなければ選べないのであるから、選びかた云々より、まずは体験すること、その機会をできるかぎり多く持つこと、および、支援者関係者においては、それらが意思決定支援において、極めて重要な事であることと共通認識することが要諦であることを確認した。

投票行動については、経験することによって、次からは「どう選んだらよいか」などの意識向上も期待できることであり、また、当事者委員からも、選挙に関する事前学習の機会などあったらよいのではないか、などの意見もあり、選挙期間にかぎらず、それら機会の創設や、関係機関の意識変容も促していく必要があるのではないかと、との見解も導き出された。なお、この様な取り組みは、滝乃川学園ですでに現実化している。

○意思表出支援

意思—表明—支援と言い換えてもよいと思われるが、意志が形成され、その意志が決定されたとしても、それが表出（表明）されなければ、意思決定は完結しない。

先の投票行動支援の場に当てはめてみると、だれに投票するか選び、決めたとしても、投票箱に投票用紙を入れるなどしなければ、意思決定は完結しない。これは容易に理解できることである。障害分野においても、たとえば身体障害のある方にとっては、投票所が坂の途中にあるとか、段差が大きいとか、天候不順である（例えば雨とか雪）とかで、投票所までのアクセスに課題があり、投票行動が完結しない、などがこれまでも見られた。これらは、いわゆる合理的配慮などで、かなり改善された。たとえば、身体障

害が重度であるなどの場合、郵送での不在者投票も可能である。

その他の障害ではいかがであろうか。これらの議論や意見も出された。これは障害がなくとも経験することとも思われるが、だれに投票するか考え、準備して投票所に着いたとしても、その場の雰囲気や立候補者の数などから、だれに投票しようとしていたのか混乱してしまう、などのご意見もあった。

また、投票所という日常と大きくかけ離れた環境での行為となる。これら、環境の整備や、はたまた模擬体験を積み重ねることが必要ではないだろうか。たとえば、投票所にある記載台の特殊性である。日常生活で、あのようなアルミの板に囲まれた狭い場所で文字を書く、そのようなことがあるであろうか。そうであれば、ひとつは、そのような環境に慣れること（体験しておくこと）と、もう少し条件の適合性が高い環境を用意いただくこと、などがあるだろう。

記載台については、車いす用の記載台は、多少は左右幅があるので、閉塞感は少し緩和される。であれば、椅子さえあればその場所で記載することも可能であろうから、多少の条件緩和になるのではないだろうか。

そのように、現有設備の工夫や、障害特性の情報提供など、選挙管理委員会等との相談や協議によって、かなりの部分は改善されるであろうし、設備の事前体験などもありうるので、取り組むには十分な環境になっていると考えられる。

○行動することの効果

先の報告にもあったが、投票後の「誇らしげな様子」のほか、だれに投票したのかはともかく、政治のニュース等を気にしている様子が見られたとのことであり、当事者の意識の変容は確実にあると考えられる。³

このような報告から、投票行動などの、権利擁護の活動を行うにあたり、全ての職員や関係者に、その権利擁護の意識が共有されていなければ、このような行動が起こせないこと、および、このように行動することによって、さらに意識の共有が高まり、結果として、権利擁護の観点の高い職員が育ち、よりよい施設風土が醸成されるのであろうと結論づけられた。

要するに、そのような意識の高い職員らでなければ、投票後の彼ら（当事者）の変化に気づくこともないであろうし、それらに気づくことができる職員らは、さらに積極的に、当事者の権利擁護という観点に基づいた支援を行うのであろうとの観測である。

6. 投票支援における意思決定支援とは

当部会における検討は、投票行動を支援する行為そのものを主眼とはしていない。しかし、前段の確認事項として、投票行動は、意思決定そのものの行動であり、それを支援することは、すなわち意思決定支援であると位置づけられた。

この確認事項で特筆すべきことは、この支援活動が、単なる支援の一具体案ではなく、本人や家族、関係者、はたまた議論にかかわった人たちにおいても、行動変容や意識の変革が起こったことである。

前段でも述べた、「投票などできるわけがない」と、これまでは考えたことのないご家族であっても、チャレンジすることの意義を感じていただいたであろうし、リアン文京のスタッフも、投票後の彼らの変容を肌で感じ、行動を起こすことの意義について再認識したであろうと考える

我々、当会の委員も同様である。当初、投票について、だれに投票するかなどの選択と決定は、その情

³ この件は、だれに投票したか知らない、かつ施設関係者でない第三者が観察しなければ、この意識の変容を評価できないことは理解しているが、ここでは、その意識変容の確実性は問わず、なんらかの変化が起こっているようだ、と関係者が思えることを重要としている。

報量及び理解力等から、かなり難しいものと捉えていたのではないだろうか。それが、この支援のプロセスに接することにより、最初からできないと考えていること、それこそ権利侵害であると確認できた。

5. 今後の展開

前述の、行動してみることの大きな成果についてまとめ伝えることにより、投票行動の支援活動を通して、意思決定の在り方とその支援の方策、観点について体験していただくことが必要と考えている。

具体的な行動は、投票支援の仕組みであるので、自治体によっても差異は生じるとされる。しかし、文京区における実績を紹介することや、他での実施を検討している所があれば、その実施に協力し、その結果を文京区の障害福祉、権利擁護の推進にフィードバックすることが出来るのではないだろうか。

今回の、投票行動の支援は、ひとつの具体策でしかなく、本来の意思決定支援は、さらに広い分野や活動に必要な概念であると考えているが、権利擁護や意思決定などは、概念的な要素が強いことから、具体的もしくは客観的にとらえることが難しい物とも理解している。

総じて、特に知的障害のある方や新しい行動をとることが難しい方にとって、成功体験を体感できることは数少なく、投票行動など具体的な行動を多くとることにより、あらたなチャレンジにつながり、またその体験や活動が、多くの人に伝わることによって、権利擁護が、どちらかが擁護する・擁護されるなどの観点で語られることなく、ノーマライゼーションが意識せずにも実現できる社会の醸成につながっていくのではないだろうか。

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回権利擁護専門部会 要点記録

- 1 日時 平成31年1月24日（木）午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター3階 3B会議室
- 3 出席者：松下功一（部会長）・新堀季之（副部会長）・美濃口和之・箱石まみ
・本山棗子・賀藤一示・久米佳江・杉浦幸介・平石進・永尾真一・渋谷尚希
欠席者：高山直樹（協議会会長）・大形利裕・安達勇二・浦崎寛泰・小谷野恵美
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について
 - (2) 次回日程
次回：2月18日（月）午後6時30分～
文京区民センター2階 2A会議室
 - (3) その他

5 配付資料

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案） 【資料第2号】
- ・平成29年第2回権利擁護専門部会要点記録 【資料第3号】
- ・平成29年第3回権利擁護専門部会要点記録 【資料第4号】
- ・平成29年第4回権利擁護専門部会要点記録 【資料第5号】
- ・第2回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

6 意見等

議題

○親会に出席した際の報告

→権利擁護部会として投票行動支援についての報告書、成年後見制度利用において文京区の課題はどんなものがあるのかを報告していきたいと親会で話をしてきた。また、親会の中から意思決定支援について次のステップをどうしていくかが課題としてあがり、地域生活支援拠点の整備に伴い5つの専門部会をつくる案がでた。

→5つは多いのではと感じる。専門部会の中には類似した部会があり、部会委員も重複している人もいるため統合してもいいのではないかな。

(1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について

【資料第2号】

権利擁護専門部会報告（案）作成の経緯・内容について新堀副部会長より説明

- 報告書から概略版を作成し、概略版は中学2年生が読んで理解できる内容にしたい。
- 制度や政策を理解した上で投票したい人に票を入れることが投票するという事。そこまで支援をしなければ本当の意味での意思決定支援と言えるのか。
- 意思形成・意思表示支援についての記載もしたほうがいいのではないかな。
- 事前に新聞などを読んで候補者の知識を頭に入れて投票に行くが、投票用紙に候補者の名前しか記入されていないと迷ってしまうことがある。候補者の思いや写真も投票所にあると投票しやすくなると感じた。
- 支援者側もどこまでサポートするか迷うことがある。意思決定に支援者側の思いが入らないような配慮も必要である。
- 選挙そのものがわからない人もいる。まずは選挙を知ることからスタートし、投票へつなげていけると良い。
- 投票する環境に配慮が必要。期日前投票で普段と違う環境になっても同じように投票できるようなサポートができると良い。
- リアン文京の取り組みからさらに進展していくために、事前に選挙がどういうものなのか、候補者が何をしたいか（プロフィール、政策など）がわかりやすく理解できるツールがあると良い。
→そのようなツールができたなら周知をしていくことも大切。
- せっかく投票するのなら本人が意思のある投票ができるようにしていきたい。
- 選挙管理委員会が相談に乗ってくれることをもっと周知しても良いのではないかな。
- 投票時に声を出して自身の意見を言うてはいけないなど、すべての方への配慮が足りているとは言い難い。
- 投票所の入口で相談担当が相談を聞き、その方にあったサポートを行っていく。
- 支援者側も投票について相談ができることを知れば、投票できる人が増えるのではないかな。
- 知的障害のある方が投票に行った際、投票用紙の記入スペースが狭く投票されなかったことがあった。
- 期日前投票は普段居る場所で投票できるため実施に至った。
- 模擬投票の実施など事前の準備が必要。
- 障害があっても選挙の時は一般の人と同じ書類が送られてくる。書類は一般の人が見ても良くわからない部分があり、その書類だけの郵送は不十分だと感じる。
- 視覚障害の方向けに立候補者のことを伝える音声配られるが、届くのが投票日に近い日程でもっと早く届けてほしいとの声がある。しかし、音声を録音する人に政策を早く公開することはできず、政策が公開されてからの録音となるためその時期となってしまう。
- 高齢者向けに区の郵便物は整理できるように色分けされている。
→郵便物を整理することが難しい人は高齢者や障害者は多い。
- 一人でも多くの方が投票できると良い。民生委員に障害のある方が相談にくることはほとんどない（高齢者は相談にくる）。民生委員の手元にくる名簿は希望された人のみ。よって希望されなければ近所に障害のある方がいてもわからないことがある。
- 行動することをあきらめている人もいるのでは。成功体験を重ねることであきらめなくなるかもしれない。
- 人によって選挙の優先度は違う。あえて支援者側から選挙に関して話を振らないようにしていた。

ただ、可能性が広がるという面では選挙について知ることをサポートしていくことも大切だと感じた。

- 投票に行くことで避難所の場所も認識できる。
- 選挙について考えること・支援することは社会的復権につながり、権利擁護につながる。
- 部会で話し合ったことを実際に行動に起こしていくことが大切。
- 一人ひとりが選べるようになるためのしくみ・体制をつくることはとても大変。日々の選択を障害があってもできるようにすれば、包括的に本人が意思決定を行える。
- どうして選挙になったのかは、他の部会の人たちからはわかりにくい。社会が奪ってしまった権利について理解していることが前提となっていることも伝えたいほうが良いのではないかな。
- 次年度は実際に行動に起こしていきたい。
- もっと区議会議員の人たちに障害について知ってもらいたい。
- 自分たちの権利を自分たちの言葉で伝えることは権利擁護・当事者部会で重なっている部分がある。
- ハートフル工房を利用するのはどうか。ここで候補者が演説をしてくれると良い。
- 当事者の方たちは人の顔をよく見て覚えるため、顔写真のついた投票用紙があると良い。
- 選挙はとてもデリケートなもの。偏った意見を押し付けないよう支援者側の理解が大切。
- 権利とは何か。投票行動支援が権利を考えるきっかけとなるかもしれない。
- 提言までいなくても提案までできる報告書にしたい。

(2) 次回日程

日時：2月18日（月）午後6時30分～

会場：文京区民センター2階 2A会議室

- 次回できあがった権利擁護専門部会報告の承認と成年後見制度の件も議論していきたい。承認が得られれば様々なところで発表していきたい。
- 成年後見制度利用促進法に障害分野も盛り込んでいけると良い。この件も報告できると良い。
- 権利擁護のための成年後見制度がどういうものであるかまとめたものを次回提示予定。

(3) その他

特になし。

権利擁護専門部会報告（後見制度）（案）

1. 成年後見制度における意思決定支援の検討

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利擁護のための制度の一つである。そして、後見人は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮して、その職務を行う身上配慮義務がある。よって、本人の意思決定支援は後見人にとっても重要となってくるため、成年後見実務における意思決定支援を検討していくこととなった。

まずは、成年後見人でもある委員から、実務における意思決定支援について報告があった。後見人として悩むのは、本人の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実行すると、後見人としての責任が問われかねない場面である。具体的事例として、本人が通帳と管理を強く希望するケースや、本人がキャンブルをしたいケースがあげられた。これらのケースに対し、まずは、本人のこだわりや思いを尊重し、信頼関係を築きながら日々の金銭のやり取り等をフォローすることで対応しているとのことであった。報告を受けて、本人の意思決定を認めて本人との関係づくりが大切と考えさせられた、後見人だけでなく地域のチームでの支援することにより、民生委員など地域住民も入ることによって色々な立場から本人の意思を聞くことができるのでは、といった感想や意見があげられた。

2. 成年後見実務の現状の検討

しかしながら、上述の本人の意思を尊重した成年後見実務は一般的とは言えず、特に、専門職後見人の場合、財産管理に偏りがちで、意思決定支援や身上保護（民法上は身上監護）が十分とは言えないと指摘されている。委員会内においても、年数回しか本人に面会しない専門職後見人の存在や、十分な説明をしないまま専門職が本人の通帳等を預ったと本人から相談があったというケースの報告があった。特に、後見制度の利用が長期になりうる障害者については、親の立場から、本人と信頼関係を築ける後見人の確保が難しいことに加え、後見報酬の負担の大きさも後見制度利用の妨げになっているとのことであった。また、地域での具体的な本人支援においては、親の認知症や子の精神障害のケースなど複雑化しており、後見人だけで対応できるものではなく、地域での対応が必要となるとの指摘もあった。

3. 成年後見制度利用基本計画（成年後見制度の体制整備）の検討

上述の現状からも、成年後見制度は必要な方に十分に利用されておらず、利用状況も偏りがあると言われている。そのため、成年後見制度の体制整備が求められ、平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には「成年後見制度利用基本計画」が閣議決定された。この基本計画は、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のための枠組み

を定めたものである。

なお、成年後見制度利用基本計画に基づき、市区町村は地域の特性を生かした市町村基本計画を作ることとなるため、文京区の市町村基本計画に対して、当部会からも権利擁護の視点から提言等を行っていく必要があると考えた。

そのため、当部会では、今まで成年後見制度利用を検討した方も多い障害者の家族の方を対象に、成年後見制度と成年後見制度基本計画について理解を深めるための学習会を開催し、その後の意見交換会において利用者のニーズの聞き取りを行うこととした。

意見交換会では、特に本人が慣れ親しんでいる施設生活の知的障害者の方の場合は、財産管理も安定しているため、費用をかけてまで後見制度利用を利用しようとは思わないという意見があった。また、後見人の印象は財産管理ばかりであり、本人の希望をくんだ対応をしてくれると思えないと言った率直な意見もあった。とは言っても、親亡き後の不安は常にあり、後見制度を利用しないまでも相談できる窓口が欲しいとの意見も共感が大きかった。また、身上保護の内容が不明確であり、具体的にどのような事を後見人がしてくれるのかを知りたいとの意見もあった。